

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年十一月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項に次の一号を加える。

五 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である者

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。